

## 23.鹿嶋市立図書館資料の紛失及び損傷に係る弁償内部

### 規程

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 鹿嶋市立図書館管理運営規則（平成7年教委規則第8号。以下「運営規則」という。）第32条に基づき、図書館資料の弁償の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(届出義務)

第2条 図書館資料を紛失又は損傷した者は、速やかに鹿嶋市立中央図書館長（以下「館長」という。）に図書館資料紛失等届（様式第1号。以下「届」という。）を提出しなければならない。ただし、館長が認めたときは、口頭によることができる。

(弁償決定)

第3条 館長は届を受け、紛失状況及び損傷の程度を考慮し、弁償の決定を行う。

(弁償方法)

第4条 弁償の方法は、現物弁償を原則とする。ただし、現物弁償が困難な場合は現金による弁償も可能とする。

(現物弁償)

第5条 現物弁償は、原則として、同一図書館資料（著者、書名、出版社等が同一のもの）の新品をもって弁償するものとする。ただし、出版年、版次が異なっても、館長が適当と認めた場合は、同一図書館資料とみなすものとする。

2 現物弁償は、新品とするが、絶版など図書館長がやむを得ないと認めた場合は、中古品も可とする。ただし、中古品に汚破損がある場合は、この限りでない。

(現金弁償)

第6条 現金弁償をする場合の弁償金は以下のとおりとする。ただし、当初取得した時点での価格（以下「本体価格」という。）が不明な場合は、この限りでない。

(1) 紙媒体資料

(ア) 本体価格に、弁償時点での消費税相当額を加えた金額とする。

(イ) 古書・貴重図書館資料は、紛失または損傷時点での価格に消費税相当額を加えた金額とする。

(2) 視聴覚資料等

(ア) 本体価格に弁償時点での消費税相当額を加えた金額とする。

(イ) 上映権付（著作権補償処理済）のものについては、その補償金を加えた金額を本体価格とする。

2 本体価格が不明な場合は、館長が相当額と認める価格をもって弁償金とする。

(弁償免除)

第7条 館長は、届に相当の事由を認める場合、天災等の不可抗力による紛失及び損傷について、弁償を減免または免除することができる。

(利用制限)

第8条 弁償する者は、弁償が完了するまでの期間、運営規則第12条に定められた利用者の制限（以下「制限」という。）を受けるものとする。

2 制限は、貸出期間の末日から60日を経過した日（以下「制限基準日」という。）から行う。

3 制限基準日の前日までに、当該図書資料の返却（現物弁償及び現金弁償を含む。）があった場合は第1項の規定は適用しない。

(弁償金及び弁償図書館資料返還)

第9条 弁償後、紛失図書館資料が発見された場合は、発見された図書館資料を弁償者に贈呈する。

2 弁償後、損傷図書館資料については、図書館資料を弁償者に贈呈する。

(弁償完了)

第10条 弁償は図書館資料の納入又は図書館資料弁償金の支払いによって、完了するものとする。

2 弁償した者は、弁償完了後、図書館資料の利用について、いかなる不利益も被らないものとする。

附 則

この内部規程は、平成28年4月1日から施行する。